

長与町議会議員政治倫理条例に係る
調査特別委員会会議録

(平成29年 9月 5日)

長 与 町 議 会

長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会会議録

本日の会議 平成 2 9 年 9 月 5 日

招集場所 長与町議会議事堂（会議室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員 長	金 子 恵
委員	浦 川 圭 一	委員	中 村 美 穂
委員	安 部 都	委員	饗 庭 敦 子
委員	安 藤 克 彦	委員	分 部 和 弘
委員	岩 永 政 則	委員	山 口 憲 一 郎
委員	堤 理 志	委員	河 野 龍 二
委員	吉 岡 清 彦	委員	竹 中 悟

出席委員外議員

議 長 内 村 博 法

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議事課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会報告書（案）について

開 会 1 4 時 3 0 分

散 会 1 5 時 3 5 分

○委員長（喜々津英世委員）

定足数に達しておりますので、第6回長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会を開催いたします。お疲れのところと思いますけれども、最後までよろしく、御審議方お願いをいたします。

今日は御案内をしておりました通り、特別委員会の報告書の中身について、皆さん方に御検討をいただくという事で、31日の日に報告書の案をまとめたものをメールボックスに入れておりました。そして、先程3枚、別紙1、2、3、これも、印刷物を差し上げておりますので、この資料によって、これから行いたいと思います。なお、報告書の中身についての説明は、もう読み込んでおるといふふうに理解しておりますので、説明はいたしませんので、それぞれ、1ページからずっと、この内容で良いかという確認を進めさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、早速入りますけれども、まず1ページ、特別委員会の基本的事項という事で設置の経緯、それから目的、委員の定数、調査期間、委員会構成。それから2ページに調査項目という事で、それぞれ、長崎新聞の記事のコピーも入れてやっております。この1、2ページで何かありましたら、質疑をお受けします。何かありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私たちの委員会っていうのは、この新聞に基づいてやった訳じゃない訳ですね。だから、この新聞記事をわざわざここに載せる必要があるのかどうかですね。私はこの辺はちょっと違うのかなと。内容は審査した訳ですけど。新聞によって私たちがやったという事じゃない訳ですね。その辺はどう理解すれば良いんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

この発端が6月1日の新聞記事によって、特別委員会を開いた訳で、新聞記事の中身があった方が報告書としてはより理解をしやすい。そういうふうな思いで記事載せております。そしてその中で調査項目として、1として新聞記事の概要という事で、この記事の中から抜き出したものをこの1から5まで書いておりますので、現実には、この概要だけ見てみると本当かなと。やっぱりそういう、気持ちを持たれる方もおられるかもしれませんで、敢えてここは、この記事を載せさせていただきました。以上です。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

いや、私はその新聞よりも、その委員長が29年6月1日に持ってきた、この資料によって議会運営委員会が開かれ、そして特別委員会が出来たというふうに認識してるんですよ。ですから、こっちを載せて委員長が持って行ったという事だったら分かるんだけど。新聞を見て、こういう記事を審査するというのは、ちょっと委員会としておかしいんじゃないかなという気持ちがします。

○委員長（喜々津英世委員）

今の件で、どなたかありましたらどうぞ。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私自身はやはり最初に気づいたのが、この6月1日の新聞記事でありますし、この新聞記事で報道された事が、まさしく委員会の中で事実かどうかというのを確認作業を行ったという意味では、新聞記事の内容があっても別段良いのかなというふうに思いません。調査報告書という形の中で、仮にその記事が載ってる報告書が良いのかどうなのかというふうな判断になると、この新聞記事も別紙の参考資料というふうな形でされても良いのか。そこにこだわるならですよ、私は別段こうあっても、気になる所ではない。今後、住民の方が、あるいはどういう事だったのかなというふうな確認をする時には非常にこの分かりやすい資料というふうに、調査報告書にはなるんじゃないかというふうには感じております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、私はその調査目的の1に給食米を巡る新聞報道に係る実態把握というふうにして、特別委員会を立ち上げたかと思っておりますので、ここに掲載しても、何ら問題は無いんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

私も今、饗庭委員と同じような考えを持っておりましたので、当初、2つの項目で調査をした訳でありまして、1つは今、饗庭委員が言われるような事項でしたので、私は載せても良いんじゃないかなという思いはしております。終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他の方。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

特別委員会を設置した目的は2点ありましたですね、今も出ておりましたように。1ページの真ん中にもありますように、給食米を巡る新聞報道に係る実態把握というのが1つ。それから2点目には長与町議会議員政治倫理条例に基づく調査。この2点を目的として設定をした訳ですね。したがって、1番上の方に設置の経緯を書いてありますけれども、この6月1日の新聞という事を、この事実でありますね。それを参考に、ここに掲載をいただろうというふうに、私は理解をまずしました。ところが、その下に調査項

目関連性という事で、1行1行では無いですけどもね、この新聞の報道の1条、1条的なものをですね、敢えて解説をして見せてある訳ですね。やっぱり特別委員会の調査報告というのは、この委員会で様々な議論をしてきた経緯を、その事実を記載すべきである訳です。それを、ここの調査項目、この新聞報道の下にありますね。1と2、大きく分けて1にですね、こういう議論は決してしたとは、私は言えないというように思うんです。この新聞の何行目をどういうふうにあれするかというような、そういう議論は一切していない訳です。だから、していない事を、ここに敢えて書いてある事を二重に説明するような、こういう報告書というのはあり得ないと。だから議論した事を、まともに調査報告書には掲載をして、そして、議会の本会議に報告するという事が本来であろうというふうに思いますので、こういう注釈的なものは不要だというふうに思うところでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

まず、基本的に岩永委員もこの新聞記事を載せる事については良いという事ではありますが、新聞記事の概要という事で、分かりやすくまとめたものについては必要無いじゃないかと。議論は、ここに質問をこの記事に書かれておる事は、6月20日の第1回の委員会の中で、教育委員会、それから西岡議員に確認をした内容でありますので、議論をしてないという事じゃないと思いますので、この新聞記事の中身を、これだけ見ると非常にこう見にくいので、分かりやすくここに抜き出したというふうに理解をしていただきたいと思います。良いですか。他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今、委員長の趣旨はよく分かります。よく分かるんです。ただですね。ここに書いた一新聞記事の概要、2番目に政治倫理条例云々、これはですね。その中には、委員会の中で議論した事も書いてありますけれども、敢えてここで、この新聞記事の解説をする必要は無いと。書いてある通りですから。それをどう判断するか、個々人の問題で、やっぱり議論をしたこのものを、事実を書く訳ですから、報告書というのがね。それを新聞に書いてあるものを、ずっと解説までしてあげんでも良い訳でしょう。そういう意味で、真ん中から下は不要じゃないでしょうかということの意味です。

○委員長（喜々津英世委員）

まず、よく読んでいただきたいのは、これは解説をした中身じゃないんです。新聞報道に書かれてる事をそのまま載せた記事だと。例えば、1番初めは、①の一番下に、町教委はすぐにJAへの発注内容を変更したというのは、上の方の、例えば、ちょうど中程ぐらいに、町教委はすぐにJAの発注内容を変更した。ここまでの記事を1番目に載せとる。そういう書き方をずっとしておりますので、この小さい文字だけで分かりにくいものをその解説じゃなくて、これをそのまま文字にしたと、そういうふうに理解をしていただきたいと思います。また後で、総体的にやりますので。

次に3、4ページ。3、4ページは、時計文字の2が調査結果、右の4ページが調査の経緯という事で、これから第1回から第5回までの内容について、書いております。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

2番目の調査票及び採決の総合判断と書いてある所に、委員長の名前が書いてありますよね。私は特別委員会に関わらず常任委員会にしても、委員長というのは平等な立場で、要はその皆さんの意見を集約するという意味では自分の意見は出さないといいですね。これにはもう多分入ってますよね、これはね。若しくは気持ち的にはそうでしょうけど、委員長としてはね。当然今までの経緯の中で、私が議員生活の中では、委員長が個の意見を出される事は無いんです。これを出すという事になると、その委員会自体が平等性を欠くという事ですね。だから、それありきで進む恐れがある。だから、私は、委員長としては、実際は書かれない方が良くないかなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございます。実はこれは他の委員からも、そういう御指摘をいただいております。私もここに調査票の結果とそれから採決をした、それも総合判断という事でしたものですから、こういうふうにしております。そして、裁決とすれば、条例に抵触しないと考える委員のうち、中村美穂委員は、ここから削除せんばいかん。それから、抵触すると考える委員の中から、私、喜々津英世が削除をします。そういうふうに訂正をさせていただければと思います。よろしいですか。ただ、中村委員も私も調査票では参加をしておりましたので、上の方にはそのまま載せてますけども、採決の方では欠席という事で、私は委員長という事でこれに載らないと。そういうふうに修正をさせていただきたいと思っております。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

その、確かに中村委員は欠席だったけど、その前の委任的な何か意思表示とか、あるいは採決するから委任を受けるとか、そういうところのあれは、結果なのか。ひょっことここで採決したから、中村委員欠席だったから、その抜くとか、そういうちょっと、前の段階での意思表示を委員長の方からして、あるいは、欠席しますかってあった時に、何かそういうところまでのあれやったのか、そういう点はどうなんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっとよく理解が出来なかったんですが、中村委員は欠席の申し出があつておりましたので、委任とかそういう事はありません。これは。ただ、中村委員は調査票の定数についてはちゃんと意思表示をしてありましたので、その部分を入れてあげた方が良くないかなと思って、私の分も一緒になってしとったんですが、竹中委員言われるように、他の議員からも言われましたけれども、委員会としての採決であれば、委員長は議決権が無いんだという事であれば、当たり前な事でありまして、これは先程言いましたよう

に、私は削除させていただく。当然、欠席した委員もこれから削除せんばいかんというのは、それはもう御理解をいただきたいと思います。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

それは、委員長はそういう事で良い訳ですけども、中村委員の場合は、意思表示は書面でしとらす訳ですね。だから、それはそれで削除しなくても良いんじゃないかという気がしますけどね。無理にですね。そういう所が、ちょっと私、分からないんですけどね、委員長の場合は委員長だから削除せんばいかんでしょうけれども、中村委員の場合は始めからそういう事で、書面でも意志表示してますので、その通りで良いんじゃないかと思えますけれども、どうでしょうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

私はこの委員会条例の15条に委員会の中で表決というふうに表示してあります。今回、その調査は調査で良いと思うんですね、だから調査は調査結果表、別紙1で良いと思うので、その次を採決じゃなくて表決として、それは委員会に出席した委員が行う事がありますので、そこに明確に書くと、やはり中村委員は欠席という事になるので、抵触しないが4人。もちろん、委員長はそういう表決権ございませんので、抵触する委員が7人、そして判断できないが1人という形で、明確にその調査結果はあくまでも調査結果、委員会での表決は委員会で決めた事ですから、認定をしないまでも表決は出来ると委員会条例になっておりますので、そのように明確に書かれてはどうかと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

確かに今、饗庭委員が発言の通り、表決という表現の仕方。これは先程冒頭申しましたように、調査票の結果と採決の結果を合わせて総合判断とした関係で、こういうふうに記載しておりましたけれども、表決はあくまでもそこにおける委員の表決であって、その委員会では委員長は当然加わらないということですから、委員会条例通りにここは修正をさせていただきたいと。2の調査票及び採決の総合判断というのを、表決結果ということで訂正をさせていただきたいと思います。他にありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

調査票の集計結果なんですけど、前回の委員会の中で、山口委員は訂正しますって言われたように思うんですね。判断できないを。皆さん、この間、御自分の訂正だから他人の事は言っておられませんので、御自分の事だけ訂正をされた中で、抵触するにするというふうに言われたので、そこで、訂正したものを反映するのが良いのではないかというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

次の次の次の所で言おうかなと思っただけなんですけども、8ページで意見を言おうかなと思っただけなんですけども、5の所で、倫理上の争点等で西岡議員、議員としてではなく個人の行為との主張について抵触すると考える委員のうち7人が、議員としての行為と判断という所で、今、喜々津委員長がここで、自分は外れるという事で言われましたので、数的には7人では済みますけども、本当であれば、8人やったと私の数を入れてなかったのかなって思うんですけど、この場で言わんばと思ったんです。今の饗庭委員が言っていただきましたので、そういうふうにさせていただきたいと思います。ちょっと言い方が悪かったので、意味が分からんやったかも分からんですけども、

○委員長（喜々津英世委員）

これは基本的に、これを出していただいた時の資料をそのまま載せております。したがって、最後の表決の段階では、その前に修正をされて、判断出来ないから抵触するに変わった事実は分かっておりますけれども、タイミングの問題で、この段階ではあくまでも出てきた資料で、本人から、例えば、号の間違いやったかな。3条の第何号とか、そういう間違いがあった分について、修正のあれが事務局にあった分については、それを生かした上で、後で配りました、この調査集計表ですが、これには、それを生かした所で載せておりますので、この段階まではまだ山口委員は判断出来ないというふうに、御理解いただきたい。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

私の記憶違いかもしれませんが。なので出来れば議事録を起こしていただければ助かるんですが。前回、この訂正しますと、何号は私間違っていました、何条は間違っていましたと訂正されたと思うんですね。その時に言われたように私は記憶をしてるので。だからこそやっぱり議事録が、毎回必要かというふうに思いますので、再度確認だけしていただいて、そのもし後だったら、勘違いかもしれないので、訂正する人って言った時に言ったように感じたんですね。なので、そこをお願いしたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

了解をしたものですね、最初に委員会が始まった時点で、私は、委員長に対して今日はどういう判断をするんですかということで、最初に聞きました。そしたら時間をとって、これを読んでいただきますという事で、読み終わった時点で、訂正等が文字とかいろいろあったら言ってくださいという事で、私はその時に言いましたので、本当はこう入れても良いのかなって判断をしとったもので、今の意見をさせてもらったんですけども、委員長がもう判断させてくれと言え、それで済みますけども、ちょっとこ

う納得のいかん所もあります。終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

今、御指摘をいただいております。音声の確認等した上で、もし有れば、その分を訂正させていただくと。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開します。

テープを確認させていただくという事で御理解いただきたいと思います。

他にありませんか。3ページ、4ページで良いですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

気づきなんですけども、この3ページは調査結果を大きい2で示してますよね。調査結果としてね。順序からいくと、第5回でこの調査票の確認をした訳です。したがって、7ページ、ちょっと委員長開けていただいて、第5回の委員会がありますね。ここに。そこに調査結果として、3ページに記載と書いてますけどね。この、ずっと私見ておりましたね。1回、2回、3回、4回、5回、6回として、その中でですね、5回の中に、この3ページは全部持っていけばうまくいくのかなと。表現の順序から言って、そういう感じをしたんですけども、私の気づきです。

○委員長（喜々津英世委員）

1番最後に結論を出したのだから、1番最後にするべきだと。今、御意見だと思えます。これはもう十分、私もそう考えました。その代わり、例えば、新聞記者もおられますけれども、まず、何を先に持ってくるかと。最後に結論を出すんじゃなくて、まず、その結果はどうだったか。その肉づけがこう行くと。例えば裁判でも主文、誰々を懲役何年とかいう事になりますよね、そういう書き方でさせていただいて、そういう結果がですね。時計文字の2番目に結果を、最後まで読んでもらう為には、1番最後に結果をしとった方が良かったのかもしれないけれども、こういう書き方をさせていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

じゃあ次、5ページ、6ページ。それぞれ5ページは教育委員会との質疑です。6ページの第3回特別委員会は西岡議員に出ていただいて、主な質疑をしております。主な質疑、別紙3という事で、皆さん方のお手元に要約筆記をしたものを、質問と答弁というふうに分けて未定稿の会議録だったですけれども、これからずっと引っ張り出して書いたものが、別紙3になりますので、それから、第4回では商工会とかJAとか、そういう関係者を呼んで意見聴取をするかという事について、それぞれ賛成、反対ありましたけれども、しないと決定したという事を、ここに書いております。

次、7、8ページ。これは別紙提出資料で、別紙④としておりますけれども、これは

①の誤りですので、後で修正をいたします。

良いですか。8ページの時計文字の6ですか、新聞報道の真偽という事で、1番目が教育長の町議の影響がなかったかと言えようそになると、この発言については教育次長の発言であったという事が説明がなされた事を書いております。それから、2番目は教育長を訪ね、困ると抗議したという事については、教育委員会側の答弁はこういうものでした。西岡議員の答弁はこういうものでした。ただ西岡議員は、内容確認の一環でそういう話が出たのかなという答弁でありましたけれども、再度の質問にも確認の中でそういう言葉が出たのかなと推測及び理解していますという事で、明確にこれは発言したという事は答弁されませんでした。それから、大きな3のその他の記事、副町長への面談とか、副町長から教育委員会への調整出来ないか連絡したとか、それからJAへの発注、発注取り消し、納入月を変更して再発注された事実。こういった記事も全て説明の中で事実であるという事が確認出来たという事を、新聞報道の審議で呼んでしております。それから、中程、ちょっと下の5番目に、時計文字の5番目に政治倫理上の争点等という事で、西岡議員の議員としてではなく個人の行為だと。これは主張というふうにしておりますが、これは答弁の誤りです。答弁というふうに変更させていただきたいと思えます。抵触すると考える委員のうち7人。これ、先程山口委員の分は、これには入っておりませんが御理解をさせていただきたいと思えますが、7人がこの議員としての行為であると判断した理由をここに書いております。それから、抵触しないと考える委員のうち2人が、この問題に触れ、他の委員の方から言及ありませんでした。①から次のページの③までですね。判断出来ないとする委員の考え方は、基本的にはそこに書いてありますように特別委員会で、個人イコール議員であるとの判断が示されなかった事を前提として、①に書いているような事が書かれておりましたので、それをそのまま載せております。それから、9ページの2番目が、JA発注分は6、7月に分けられ、数量には変わらない事と政治倫理条例の関係という事で、抵触すると考える委員のうち5人がこの問題に意見を書かれております。4番、5番、ここに書かれておる事は皆さん方が、調査票を出していただいた。そこから引用してずっと書いておりますので、御理解いただきたいと思います。そして抵触しないと考える委員のうち2人が、この問題で書かれておりました。要するにここは何かと言いますと、結果として変更が無かったから、圧力とか何とか関係なく政治倫理条例も抵触しないという事が、抵触しないと考える委員の皆さん方の考え方だと。抵触すると考える方は、いやそれは、結果として変わらなくても、二転三転させた。教育委員会の事務を二転三転させた事は政治倫理に抵触する。そういう考え方。ここまでで、時計文字の5番。何かありましたら、どうぞ。無ければ、次の9ページの1番下の6番、その他の争点という事で、商工会等の契約にも関わらず、JAに発注した問題という事で、抵触すると考える委員のうち5人が、この問題について意見を述べられております。それから抵触しないと考える委員のうち4人が、またこれも、それぞれ意見を述べられておりますので、その部分を列挙いたして

おります。そして、2番目がその他の意見という事で、6項目に渡って、それぞれその他の意見として、書かれておりましたのを載せております。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この、その他の意見の①ですね。この書かれてある内容というのは、下の教育委員会に改善を求める事項等の中の文章の一節を以て書かれておるんですよ。だから、出来ましたら、ここは、このいきなり、これを書かれれば、何かこう、もう契約自体が理由も無しに、仮に出来ないというような印象を持たれても困りますので、この前段で、抵触しないという中の（3）で町の請負契約では無いとの判断がされていますという事を書いて、それ以降をちょっと、本契約の原資となる予算についても何ら議会が関与しているものでも無く、町の監査が反映するものでも無く、そういう契約の中で起こった契約上の不備による協議が当事者間でなされたものであると考えるという事を書いとるんですよ。こういうものがあって、後の方で教育委員会の改善を求めるという中で、文書の中で議会議員があれこれ介入できる契約では無いという解釈をしてる訳ですね。だから先の方の、その他の①の中を先程、申しました本契約の原資となる予算についても、何ら議会が関与するものでも無く、そこのくだりを書いていただけないかなと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

確かに、教育委員会への気づき等があればという事の中にこれは書かれておったんですが、教育委員会に改善を求めるという事でなくて、これ逆に議会が、議員がこういった事に介入出来る契約では無いので、だから、委員会の設置にも反対をしたんだという事が要約すると書いてある訳ですね。そうするとこれは教育委員会に対する意見要望でなくて、その他の意見というふうに私は取ったもんですから、ここに列記をさせていただいた。確かに、前後たくさん書いてますので、それは全部。だから、浦川委員のとは、教育委員会に改善を求める事項等では、①が浦川議員の書かれた内容だと思い、これとそれとを分けて書かせていただいたという事で理解をしていただきたいと。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、書かれている内容の後に、契約の趣旨からしても当事者間で解決していただくべき事項だったと考えておりますと、これは教育委員会にも言うてる訳ですよ。こういう事で、いきなりこれを、その他の意見で書かれれば、あんまり考えもせずに、介入出来んとかという判断をしとるんじゃないかというような事を思われても、ちょっと私も困るもんですから。まず、町の請負契約では無いという事を委員会で確認されたじゃないですか。そういうものを以て、この契約の原資となる予算については、議会は何も関与しとらん訳でしょう。この予算については町の監査が反映されるような契約でも無いんですよという事をですね。そういう事情があるから、後の方でこの契約、教育委員会の

意見の中で、この何らか介入する契約じゃないという事を書かせていただいとるんです。だから、出来ましたら、本人が言いよる訳ですから、先程、本契約の原資となる予算についてはという所から、書き換えていただけんかなと思ひまして、(3)の4行目の私の調査票の上の方で意見を述べとるもんですから、こっちのその他の意見の所は、あくまでも下の方で書いた意見ですので、ということをお願いをさせていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

今の、浦川委員の調査票の(3)。上から6行目ぐらいですか。(3)の町の請負契約に関して云々と、これからのくだりですよ。それは町の請負契約じゃないのという意味でしょう。ちょっとそこら辺、抵触しないと考える委員のうちというのの中に、もう少し詳しくこの部分を入れ込めば良いんですよ。教育委員会の対応についての所に書かれてるけども、前段はこういうものがあってという事を言いたい訳ですよ。分かりました。

他にありませんか。それから10ページ、時計文字の7番、教育委員会に改善を求める事項。これについては9人の委員から提言がそれぞれあっております。例えば1は先程ちょっと浦川議員の名前を出しましたけれども、後、②が随意契約とはいえ納入場所を変更する前に十分な説明が必要だと考えるとか、例えば④では電話対応だけでなく文書での確認も必要があるとか、あるいは5番目には業者選定委員会の設置等、今後の契約の在り方についてルール化を進めて欲しいとか、それから11ページの6が前例踏襲廃止、職場風土の改革を求める。それから、商工会の指定業者でありながら云々というのは8番の商工会関係ですね。それから9番目は教育基本法とか地教行法、こういったものに法の精神にから逸脱した対応があったように思われると。これ、教育委員会の対応がですね。こういったもの9項目が、それぞれ書き込んでいただいておりますので、ここに載せております。それから、ついでに行きます。1番最後に終わりにという事で、ここに特別委員会の設置から最後までのをかいつまんで書いております。

ここで何かありましたら、どうぞ。それじゃ全体的に何かお気づきの点、ここはこうしたら良いんじゃないかと思われる点があったらですね。御意見を承りたいと思います。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今日のこの委員長報告書に調査票を添付するという事で、前回同意を得た訳ですけども、調査票というのは各議員が質疑答弁の中で実際に言われた事についての考え方というのを全て書かれている事というふうに、実際読んで思ったんですけども、個人的な事で大変申し訳ないんですが、前回、休憩を取って委員長が竹中委員が書いておられる調査票の内容の2番で、正副委員長は農協から情報資料の提供を得たと言っているがというふうにされておりますけれども、実際私は農協の方には出向いた事はございませんし、ここ約半年以上、農協の敷地にも入った事はありませんので、これは事実異なるという事で削除を求めたいと思います。なぜかという、やはりあの、ここで認めたら、

これが公の文書としてインターネットにも載りますし、皆さん、読まれる方にとっては誤解を招きかねないという部分があるので、そちらの訂正をお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

上から8行目ぐらいに内容という事で1から8番まで、8項目に渡ってありますけれども、この2に書かれてる正副委員長が農協から云々という、これについて、副を消してという。竹中委員、副を消していただきたいという要望がありますけれども。どうですか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

もうこの文章を、いろんな形でそういうふうに訂正するのであれば、抵触するという書いた人の分もね、私が全部いろんな部分で訂正していただきたい部分、たくさん有るんです。それと同じ扱い、私はそういうふうに聞いたもんですからね。はっきり言いまして。だから、書いただけであって、私が自分で考えて言った事じゃなくて、いろんな人から話を聞いたもんですから。直接行ったのは誰か分かりませんが、そう介して行かれたというような、情報を取られたという事でも、そういう形の中でも私の話聞いているんですけどね。だから、この文章に入れさせていただいた。事実ではありませんという事は逆に言ったら、ちょっとこう飛躍するけど、当該議員のやってませんよという事も、逆に言ったら抵触する人はみんな、それ信用してない訳でしょう。だから、この文章として書いてる訳ですから、私はそういうふうに聞いたので書いたという事です。

○委員長（喜々津英世委員）

聞いたので書いたと。聞いた事を確認もしないで書いた訳ですよ。そうですね。ですから本人から、訂正の申し出があつてますので、それをどうするかを答弁してください。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それ、おっしゃるのであればね、それが本当かうそか別にしてね。そういう事であれば、私は結構ですよ。消していただいてね。

○委員長（喜々津英世委員）

じゃあ、報告書にはその部分を削除したところで公開をするというふうにさせていただきたいと思います。他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

ちょっと、9ページの方にちょっと戻ってよろしいですか。9ページの所に、その他の争点等という所がありますけれども、1番の商工会との契約にも関わらずJAに発注した問題というふうなサブタイトルが載っておりますけれども、これは非常にちょっと

誤解を受ける文章で、商工会と契約したにも関わらず教育委員会がJAに発注した事が問題のように捉えられますので、これはJAに発注した事が問題では無いので、JAに、変更した事による当該議員からの抗議っていうか、行動による問題点というふうに変更の方がよろしいのではないかなというふうに思います。誤解をちょっとこれだったら招いてしまう。もう一回言います。この文章だったら、教育委員会が、商工会に契約してるにも関わらずJAに発注したその問題点について、その回答がされてるようになにか、題名がなってるので。そうじゃなくてJAに発注した事による当該議員からの抗議っていういまいしょうか、その文言による問題点というふうな形で、ちょっとそこを変更した方が、その下の1、2、3、4、5番、内容からしても、そっちの方が妥当じゃないかなというふうに思いますけども、

○委員長（喜々津英世委員）

はい、そのように訂正をさせていただきます。他に。
安部委員。

○委員（安部都委員）

私の調査票の中で、集計表もそうなんですけど、第3条の2号は削除をお願いしていたんですけども、ちょっと広義的に解釈をすごく、ちょっとしてしまったもんですから、この調査票の所の第3条の2号を、ここで、ちょっと入れてしまっているの、この辺り、そこはもうちょっと1番上の第3条の2号、削除していただきたいなというふうに思います。私の調査票。

○委員長（喜々津英世委員）

いや、ちょっと待ってください。
暫時休憩します。
(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。3条の2号に丸をしてあったけども、これは電話で修正をされたんです。いかなる金品を受領してはならないというのは関係ないのでということで削除したと。じゃあ、その訂正があった分については事務局から説明をさせます。
富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

はい、安部委員の調査票につきましては、第3条の2号ですね、町民全体の奉仕者として、いかなる金品も授受しないことという部分が調査票入ってございましたけども、本人から、これは該当しないよねという事で削除をしてくださいという申し入れを、前回委員会の後にいただいておりますので御報告いたします。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。
堤委員。

○委員（堤理志委員）

この報告書が出た後に、文言の訂正の文書が出ましたけれども、それ以外にちょっと訂正が必要じゃないかというのが1点ありますので、この正誤表の1番最後の部分のすぐ近くなんですが、喜々津委員長名で終わりにという事で文章がありますよね。その所で議員に対して謝罪すべきじゃないかという質問に、質疑に変更というのは書かれてあるんですが、その続きでちょっと読みますが、謝罪は認めた事になる。私の意図に反する事で私は個人として行きました、答弁し、てあるんです。ここは行きましたと答弁し、何か接続詞が要るんじゃないですかね。行きましたと答弁しと。ちょっと気づきです。

○委員長（喜々津英世委員）

他に。今のは下から10行目。謝罪すべきではないかとの質疑に、謝罪は認めた事になる、私の意図に反する事で私は個人として行きましたと、とが抜けております。

他にありませんか。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

安部委員にちょっとお尋ねをします。10ページの時計文字の7で、教育委員会に改善を求める事項等で、③権力者等からの依頼や抗議など不当な支配があった時は、服することなく、毅然とした対応。服する。支配。ちょっとここら辺が、意味が、服する、屈する。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

字句の細かいのを訂正入れてたら、私も言いたい事が幾つかあるんです。いっぱいあるんですけども、今のなんて、同意趣が5件あつとですよね。だから、別に安部委員だけじゃない訳なんで、今後、委員長、副委員長に皆さんから一任をもらって調整をしたらどうですかね。1個1個ここで洗い出すのは、時間が無駄っていうか、ちょっと本来の委員会の趣旨からは反する。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございます。報告書として公表するものですから、なるべくなら、今のうちにと申したものですから。

堤議員。

○委員（堤理志委員）

多分、私も同じ事を書いていると思うんです。これですね、今、安部議員に対する質問の部分は、教育基本法の条文なんですよ。不当な支配に服することなくっていう条文なんですよ。ですから、これで私はオッケーだと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

大変、失礼しました。このまま。

他にありませんか。

無いようでしたら、これで一部修正がありましたので、修正を加えた上で。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

ここの1ページ目、最初の6月2日正副議長、議会運営委員会正副委員長より対応協議と。その後、全員協議会を開いたんですね。全員協議会開いて、また議会運営委員会を開いてと。だからこの、ちょっと、後でちょっと精査していただいて、ここの所ですね、日付もちょっとおかしいんで、後でちょっと精査しとっていただけませんか。一応、それだけです。

○委員長（喜々津英世委員）

今の議長からのアドバイスはちょっと精査をして、漏れがあればつけ加えたいと思います。それでは、今回で第6回になりますけれども、それぞれデリケートな問題に対する特別委員会でありましたけれども、無事に終わることが出来ました。この結果はですね。9月25日の本会議で報告をさせていただきたいと思います。これ、修正ができましたら、また皆さんのお手元に早目に差し上げたいというふうに考えております。

以上をもちまして、第6回長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 15時35分）

委員長